

登園許可証明書  
(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)

令和5年5月8日改定

文化幼稚園

お子さまが学校伝染病（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）と診断されましたので、学校保健法第19条の規定により、医師の登園許可が出るまで出席停止となります。出席停止は欠席日数には含まれませんので、十分に静養して下さい。

また、病状が回復し登園する際には、必ず医師からの指示（登園許可）に従うとともに、保護者の方が下記に必要事項を記入し、罹患及び治療が確認できる書類のコピーを貼付の上、担任へ提出して下さい。

【出席停止の期間について】

インフルエンザ	発症日を0日目として5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日目として5日を経過し、かつ解熱・症状軽快後1日を経過するまで。

保護者記入欄

- ・発症日 令和 年 月 日
- ・診断名 インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明、 新型コロナウイルス  
(該当のものに○をして下さい)
- ・出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記学校伝染病に罹患し、出席停止期間を終了したため、

本日、令和 年 月 日より登園させます。

\_\_\_\_\_ 組 園児名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

書類貼付欄

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患及び治療が確認できる書類（診療明細書・調剤明細書・処方薬剤説明書などのコピー）を貼付してください。